

文書番号	BH04	制定日	2019年1月5日	版	7
文書名	別表4 臨時調査手数料	ページ	3/3		

II 臨時調査手数料の徴収方法

1. 請求の時期

上記 I にて定めた調査手数料は、調査が終了しないと確定しない実費部分があるので、請求は判定員の判定結果がでた段階で、一括請求するものとする。

判定結果が出た時点で、当社は速やかに請求書を作成し、送付する。

2. 支払い期日及び支払い方法

支払い基準は、原則として、請求書到着日の月末締め切り翌月末日までに当社の指定口座へ現金振込みにて入金するよう認証事業者に要請する。

認証事業者の通常の支払い基準が、上記の支払いサイトよりも長い場合は、認証事業者の申し出によりその支払い基準を認める。但し、この場合、現金振込み以外の方法(例:手形など)は認めない。

以上